

特別養護老人ホーム鹿屋長寿園 利用料金表(1割負担)

別紙 1-1

令和1年10月1日より実施

1ヶ月(31日)当たり:円 / ()内は介護報酬単価及び1日単価

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1	入所中のサービス	¥197,780 (¥6,380)	¥218,550 (¥7,050)	¥241,180 (¥7,780)	¥262,260 (¥8,460)	¥283,030 (¥9,130)
2	うち介護保険から給付される金額	¥178,002 (¥5,742)	¥196,695 (¥6,345)	¥217,062 (¥7,002)	¥236,034 (¥7,614)	¥254,727 (¥8,217)
3	サービス利用者に係る自己負担額	¥19,778 (¥638)	¥21,855 (¥705)	¥24,118 (¥778)	¥26,226 (¥846)	¥28,303 (¥913)
4	栄養マネジメント加算			¥434 (¥14)		
5	個別機能訓練加算			¥372 (¥12)		
6	日常生活継続支援加算			¥1,426 (¥46)		
7	看護体制加算(Ⅰ)			¥124 (¥4)		
8	看護体制加算(Ⅱ)			¥248 (¥8)		
9	夜勤職員配置加算			¥651 (¥21)		
10	口腔衛生管理体制加算			¥30 (月あたり)		
11	生活機能向上連携加算			¥100 (月あたり)		
12	褥瘡マネジメント加算			¥10 (※3ヶ月に1回)		
13 介護職員処遇改善加算		3+4+5+6+7+8+9+10+11+12の加算×8.3% ※他、別途加算がある場合はそれらも含めて算定されます。				
		¥1,923	¥2,096	¥2,284	¥2,459	¥2,631
14 介護職員等特定処遇改善加算		3+4+5+6+7+8+9+10+11+12の加算×2.7% ※他、別途加算がある場合はそれらも含めて算定されます。				
		¥626	¥682	¥743	¥800	¥856
15 食事に係る 負担額 基本額:1392円	第1段階	¥9,300 (¥300)				
	第2段階	¥12,090 (¥390)				
	第3段階	¥20,150 (¥650)				
	第4段階以上	¥43,152 (¥1,392)				
16 滞在に係る 自己負担金 基本額:2006円	第1段階	¥25,420 (¥820)				
	第2段階	¥25,420 (¥820)				
	第3段階	¥40,610 (¥1,310)				
	第4段階以上	¥62,186 (¥2,006)				
17 自己負担額 合計 (3+4+5+6+7+8+9+ 10+11+12+13+14+15+16)	第1段階	¥60,442	¥62,748	¥65,259	¥67,599	¥69,905
	高額介護後日還付金	¥10,592	¥12,898	¥15,409	¥17,749	¥20,055
	第2段階	¥63,232	¥65,538	¥68,049	¥70,389	¥72,695
	高額介護後日還付金	¥10,592	¥12,898	¥15,409	¥17,749	¥20,055
	第3段階	¥86,482	¥88,788	¥91,299	¥93,639	¥95,945
	高額介護後日還付金	¥992	¥3,298	¥5,809	¥8,149	¥10,455
	第4段階以上	¥131,060	¥133,366	¥135,877	¥138,217	¥140,523
高額介護後日還付金	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	

※入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき30円が上記自己負担額合計に加算されます。また、30日を越える病院又は診療所への入院後に再び入所した場合も、同様とする。

所得段階	自己負担限度額	所得段階	自己負担限度額
第1段階	¥15,000(個人・世帯)	第3段階	¥24,600(世帯)
第2段階	¥15,000(個人)¥24,600(世帯)	第4段階以上	¥44,400(世帯)

※第1段階の方で世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者の場合・・・¥15,000(個人)/¥24,600(世帯)

特別養護老人ホーム鹿屋長寿園 利用料金表(2割負担)

別紙 1-2

令和1年10月1日より実施

1ヶ月(31日)当たり:円 / ()内は2割負担介護報酬単価及び1日単価

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1	入所中のサービス	¥197,780 (¥6,380)	¥218,550 (¥7,050)	¥241,180 (¥7,780)	¥262,260 (¥8,460)	¥283,030 (¥9,130)
2	うち介護保険から給付される金額	¥158,224 (¥5,104)	¥174,840 (¥5,640)	¥192,944 (¥6,224)	¥209,808 (¥6,768)	¥226,424 (¥7,304)
3	サービス利用者に係る自己負担額	¥39,556 (¥1,276)	¥43,710 (¥1,410)	¥48,236 (¥1,556)	¥52,452 (¥1,692)	¥56,606 (¥1,826)
4	栄養マネジメント加算			¥868 (¥28)		
5	個別機能訓練加算			¥744 (¥24)		
6	日常生活継続支援加算			¥2,852 (¥92)		
7	看護体制加算(Ⅰ)			¥248 (¥8)		
8	看護体制加算(Ⅱ)			¥496 (¥16)		
9	夜勤職員配置加算			¥1,302 (¥42)		
10	口腔衛生管理体制加算			¥60 (月あたり)		
11	生活機能向上連携加算			¥200 (月あたり)		
12	褥瘡マネジメント加算			¥20 (※3ヶ月に1回)		
13	介護職員処遇改善加算	3+4+5+6+7+8+9+10+11+12の加算×8.3% ※他、別途加算がある場合はそれらも含めて算定されます。				
		¥3,847	¥4,192	¥4,567	¥4,917	¥5,262
14	介護職員等特定処遇改善加算	3+4+5+6+7+8+9+10+11+12の加算×2.7% ※他、別途加算がある場合はそれらも含めて算定されます。				
		¥1,251	¥1,364	¥1,486	¥1,600	¥1,712
15	食事に係る負担額 基本額:1392円	第4段階以上 ¥43,152 (¥1,392)				
16	滞在に係る自己負担金 基本額:2006円	第4段階以上 ¥62,186 (¥2,006)				
17	自己負担額 合計 (3+4+5+6+7+8+9+10+11+12+13+14+15+16)					
	第4段階以上	¥156,782	¥161,393	¥166,417	¥171,097	¥175,708
	高額介護後日還付金	¥6,784	¥11,395	¥16,419	¥21,099	¥25,710

※入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき60円が上記自己負担額合計に加算されます。また、30日を越える病院又は診療所への入院後に再び入所した場合も、同様とする。

所得段階	自己負担限度額	所得段階	自己負担限度額
第1段階	¥15,000(個人・世帯)	第3段階	¥24,600(世帯)
第2段階	¥15,000(個人)¥24,600(世帯)	第4段階以上	¥44,400(世帯)

※第1段階の方で世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者の場合・・・¥15,000(個人)/¥24,600(世帯)

特別養護老人ホーム鹿屋長寿園 利用料金表(3割負担)

別紙 1-3

令和1年10月1日より実施

1ヶ月(31日)当たり:円 / ()内は3割負担介護報酬単価及び1日単価

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
1 入所中のサービス	¥197,780 (¥6,380)	¥218,550 (¥7,050)	¥241,180 (¥7,780)	¥262,260 (¥8,460)	¥283,030 (¥9,130)	
2 うち介護保険から給付される金額	¥138,446 (¥4,466)	¥152,985 (¥4,935)	¥168,826 (¥5,446)	¥183,582 (¥5,922)	¥198,121 (¥6,391)	
3 サービス利用者に係る自己負担額	¥59,334 (¥1,914)	¥65,565 (¥2,115)	¥72,354 (¥2,334)	¥78,678 (¥2,538)	¥84,909 (¥2,739)	
4 栄養マネジメント加算			¥1,302 (¥42)			
5 個別機能訓練加算			¥1,116 (¥36)			
6 日常生活継続支援加算			¥4,278 (¥138)			
7 看護体制加算(Ⅰ)			¥372 (¥12)			
8 看護体制加算(Ⅱ)			¥744 (¥24)			
9 夜勤職員配置加算			¥1,953 (¥63)			
10 口腔衛生管理体制加算			¥60 (月あたり)			
11 生活機能向上連携加算			¥300 (月あたり)			
12 褥瘡マネジメント加算			¥30 (※3ヶ月に1回)			
13 介護職員処遇改善加算	3+4+5+6+7+8+9+10+11+12の加算×8.3% ※他、別途加算がある場合はそれらも含めて算定されます。					
	¥5,768	¥6,285	¥6,848	¥7,373	¥7,890	
14 介護職員等特定処遇改善加算	3+4+5+6+7+8+9+10+11+12の加算×2.7% ※他、別途加算がある場合はそれらも含めて算定されます。					
	¥1,876	¥2,044	¥2,228	¥2,398	¥2,567	
15 食事に係る負担額 基本額:1392円						
	第4段階以上	¥43,152 (¥1,392)				
16 滞在に係る自己負担金 基本額:2006円						
	第4段階以上	¥62,186 (¥2,006)				
17 自己負担額 合計 (3+4+5+6+7+8+9+10+11+12+13+14+15+16)						
	第4段階以上	¥182,471	¥189,387	¥196,923	¥203,943	¥210,859
	高額介護後日還付金	¥32,373	¥39,289	¥46,825	¥53,845	¥60,761

※入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき90円が上記自己負担額合計に加算されます。また、30日を越える病院又は診療所への入院後に再び入所した場合も、同様とする。

所得段階	自己負担限度額	所得段階	自己負担限度額
第1段階	¥15,000(個人・世帯)	第3段階	¥24,600(世帯)
第2段階	¥15,000(個人)¥24,600(世帯)	第4段階以上	¥44,400(世帯)

※第1段階の方で世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者の場合・・・¥15,000(個人)/¥24,600(世帯)